

令和3年9月22日  
市民総務部総務課

## 職員の懲戒処分等の公表について

本職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

事案【無断欠勤について】

### 1 処分等の内容

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 職員の所属   | 市民総務部     |
| (2) 職名      | 主事        |
| (3) 年齢      | 20代       |
| (4) 性別      | 女         |
| (5) 処分年月日   | 令和3年9月17日 |
| (6) 処分内容    | 懲戒免職      |
| (7) 処分手案の概要 |           |

当該職員は、令和2年9月1日から令和3年9月17日までの382日間無断欠勤を重ねた。当該職員は、欠勤になる前日の令和2年8月31日までは診断書の提出があり、令和2年6月17日までは病気休暇、令和2年6月18日からは病気休職となっていたが、令和2年9月1日からは診断書の提出がないことから、病院への受診勧奨や、診断書の提出を再三文書等で求めてきたが、本市からの通知に応ずることなく、診断書の提出がないため、結果として欠勤を重ねたものである。

このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条に違反する行為であるとともに、市民の信用を失墜させた行為であることから同法第33条、及び職務に専念する義務を定めた第35条に違反するものである。

### 2 市長コメント

今回このような重大な不祥事が発生したことは、全体の奉仕者である公務員にとって信頼を損ねることであり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

このことを真摯に受け止め、従来にも増して綱紀粛正に努めてまいります。

令和3年9月22日 塩竈市長 佐藤 光樹